山田町上水道水源保護条例（昭和46年12月27日条例第27号）

最終改正:
改正内容:昭和46年12月27日条例第27号

〇山田町上水道水源保護条例
昭和46年12月27日条例第27号

山田町上水道水源保護条例
（この条例の目的）
第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第１項の規定に基づき、山田町上水道水源の保護を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（井戸掘さくの許可）
第２条　山田町内の一定の地域において、地下水を水源とする深井戸を新設し、又は、既設の深井戸を増さくしようとする者は、その土地の使用について権利を有する者であつても、町長の許可を受けなければならない。
２　　前項既設の深井戸を管理する者は、町長に届出なければならない。

（設備又は行為の制限）
第３条　何人も、山田町上水道水源及び集水設備及び配水池の周囲を不潔にし、又は保健衛生上有害と認められる設備をし、若しくは有毒物を投入してはならない。

（水量減少の防止装置）
第４条　町長は、既設の深井戸にして、自然放流のため山田町上水道施設にある取水に著しい影響があると認めたときは、その井戸管理者に対して放流による水量の減少を防止する装置を為さしめることができる。

（罰則）
第５条　第２条第１項、第３条及び第４条の規定に違反した者は、５万円以下の罰金に処する。
２　　法人の代表者又はその他の従業員が、その法人の業務に関して前項の違反行為を為したときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑を科する。

（補則）
第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。